

令和6年度山辺町危険ブロック塀等除却費用補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、避難路等の通行者の安全を確保し、事故を未然に防止するため、避難路等に面し、地震等の自然災害により倒壊の危険性が高いブロック塀等の所有者等が当該ブロック塀等を除却又は一部除却する費用に対して、山辺町長が予算の範囲内において交付する補助金に関し、山辺町補助金等の適正化に関する規則（平成3年規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難路等 山辺町耐震改修促進計画に定める避難路及び公共施設に隣接する境界をいう。
- (2) ブロック塀等 コンクリートブロック造、石造、れんが造その他の組積造による塀（基礎部分、笠木、控え壁を含む。）をいう。
- (3) 耐震診断 平成30年6月21日付け国住指第1130号において通知された「ブロック塀の点検のチェックポイント」による点検により、ブロック塀等の安全性を点検することをいう。
- (4) 危険ブロック塀等 避難路等に面し、避難路面からの高さ（基礎及び擁壁の高さを含む。）が1メートルを超えたもの又は擁壁上に設置してある場合にはブロック塀等の高さが60センチメートルを超えたもので、耐震診断によって1項目以上の不適合があるブロック塀等
- (5) 除却 ブロック塀等を基礎まで含めて解体し撤去（当該ブロック塀等が擁壁上に組積してある場合は、擁壁を除くブロック塀等の撤去）する工事をいう。
- (6) 一部除却 ブロック塀等の一部を解体し、高さを避難路面（当該ブロック塀等が擁壁上に組積してある場合は、擁壁上からの高さ）から60センチメートル以下にする工事をいう。
- (7) 所有者等 ブロック塀等の所有者又はブロック塀等が組積された土地の所有者（国、地方公共団体、独立行政法人等を除く。）をいう。

(補助対象工事)

第3条 補助金の交付の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号に掲げるすべてを満たすものとする。

- (1) 町内で避難路等に面する危険ブロック塀等を除却又は一部除却する工事であること。
- (2) 公共事業の施行に伴う補償を受ける工事でないこと。
- (3) 販売を目的として建築物の解体工事や整地を行う際に危険ブロック塀等を除却す

る工事でないこと。

(交付対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、対象工事を行う者で、次の各号に掲げる内容を全て満たす者（以下「補助対象者」という。）とする。

- (1) 所有者等であること。所有者等が法人である場合は、法人の代表者であること。
- (2) 前号に掲げた者および世帯全員について、町県民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、下水道使用料、下水道受益者負担金、町営住宅使用料、大蔵簡易水道使用料、築北簡易水道使用料、杉下飲料水供給施設使用料、西黒森・檜実沢・撰待飲雑用水供給施設使用料等の諸税に滞納がないこと。
- (3) 山辺町暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同上第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 第7条の規定による通知を受けた日以降に、前条に掲げる対象工事の実施に係る契約を締結し、着手する者であること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、除却又は一部除却に要する工事費の2分の1又は当該ブロック塀等の延長1メートルあたり3万円を乗じて得た額のいずれか少ない額とし、1件あたり15万円を限度とする。ただし、千円未満に端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 前項の延長には、控え壁にかかる部分を含む。
- 3 鋼製フェンスその他これらに類するもの、門柱又は門扉（以下「鋼製フェンス等」という。）を混用しているブロック塀等にあつては、鋼製フェンス等の除去に係る費用は対象外とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、工事着手前に山辺町危険ブロック塀等除却費用補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

- (1) 耐震診断を実施した別表1又は別表2
 - (2) 見積書等
 - (3) 除却しようとするブロック塀等の位置図、平面図及び立面図
 - (4) 工事前の現場写真（除却するブロック塀等の状況が把握できるもの）
 - (5) その他町長が必要と認める書類
- 2 申請者は、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（対象工事に要する費用に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に

規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額（以下「消費税等仕入控除税額」という。）に補助率（補助金の額が対象工事に要する費用に占める割合をいう。）を乗じて得られた金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを補助金の額から減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

（補助金の交付の決定）

第7条 町長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、山辺町危険ブロック塀等除却費用補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（補助金の交付条件）

第8条 交付決定を受けた申請者（以下「補助決定者」という。）は、補助金を補助の目的以外に使用してはならない。

2 町長は前条の規定により交付決定をするときは、次の条件を付すものとする。

- （1） 補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならないこと。
- （2） 対象工事の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告し、その指示を受けること。
- （3） 前2号に規定するもののほか、町長が必要と認める事項

3 第6条第2項ただし書に基づく補助金の額による補助金の交付申請をした補助決定者にあつては、消費税等仕入控除税額が確定した時点（補助金の額の確定前に限る。）で第9条第2項の規定による申請を行わなければならない。

4 第6条第2項ただし書に基づく補助金の交付申請をした補助決定者は、補助金の額の確定時点において消費税等仕入控除税額が明らかでない場合にあつては、消費税等仕入控除税額が確定した時点で、既に交付した補助金のうち当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額に相当する部分の全部又は一部を返還しなければならない。

（補助事業等の変更及び中止の条件）

第9条 補助事業等の軽微な変更は、補助事業の額に変更が生じる以外の変更とする。

2 補助事業の変更等について町長の承認を受けようとするときは、山辺町危険ブロック塀等除却費用補助金変更（中止）承認申請書（様式第6号）に必要書類を添付して提出しなければならない。

3 町長は、前項の規定による申請を承認するときは、山辺町危険ブロック塀等除却費用補助金変更（中止）承認通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（実績報告）

第10条 山辺町危険ブロック塀等除却費用補助金実績報告書（様式第3号）は、令和7年

1月31日までに提出するものとし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 撤去工事費の領収書の写し
- (2) 着工前、完成写真
- (3) その他町長が必要と認めた書類

2 規則第14条の規定にかかわらず、補助金実績報告書の様式は、山辺町危険ブロック塀等除却費用補助金実績報告書（様式第3号）によるものとする。

（補助金の額確定等）

第11条 町長は、前条の報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、山辺町危険ブロック塀等除却費用補助金の額の確定について（様式第4号）にて通知するものとする。

（補助金額の請求）

第12条 前条の規定による補助金額の確定の通知を受けたときは、速やかに請求書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（適用除外）

第13条 本要綱は、次に掲げる場合には原則適用しない。

- (1) 建築基準法を含めた他の法令を順守しない又はこれら法令に定める所定の申請等を適切に行わない場合
 - (2) 申請した工事について、町の他制度による補助金等（利子補給制度を含む。ただし、令和6年度山辺町生け垣設置補助金を除く。）との重複申請がある場合
 - (3) 今年度、本要綱に定める補助金の交付を既に受けた場合、若しくは受けようとしている場合
 - (4) 国、県及び町の事業に係る補償費等を受給するかわりに工事を行う場合
- （補助金の取消し及び返還）

第14条 町長は、補助金の交付を受けた者が前条までの規定に違反した場合は、その補助金の取消し及び返還を命ずることができる。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和6年7月1日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和7年3月31日限りその効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

3 前項の規定にかかわらず、令和7年3月31日までに交付された補助金については、この告示の失効後も、第14条の規定は、なおその効力を有するもの。

(廃止)

4 従来の「山辺町危険ブロック塀等除却費用補助金交付要綱」を廃止する。

様式第1号（第6条関係）

山辺町危険ブロック塀等除却費用補助金交付申請書						
年 月 日						
山辺町長 殿						
申請者住所 氏名 電話						
次のとおり、山辺町危険ブロック塀等除却費用補助金の交付を申請します。						
工事実施箇所		山辺町				
工事内容	撤去工事	塀	高さ (A)	m	延長 (B)	m
			構造	1 ブロック塀 2 石造 3 れんが造 4 その他 ()		
撤去予定期間		着工	年 月 日	完了	年 月 日	
<p>注意事項</p> <p>この申請書には次の書類を添付して下さい。</p> <p>(1) 耐震診断を実施した別表1又は別表2</p> <p>(2) 撤去するブロック塀等の位置図、平面図、立面図</p> <p>(3) 工事前の現場写真（除去するブロック塀等の状況が把握できるもの）</p> <p>(4) 見積書等</p> <p>(5) 撤去しようとするブロック塀等が他人の所有に係るものである場合は所有者の承諾書</p> <p>(6) その他町長が必要と認めたもの</p> <p>※以下は記入しないでください。</p>						
受付年月日		年 月 日		受付番号		
交付決定額		円				

(様式第1号の裏面)

誓約書

山辺町長 殿

私は、令和6年度山辺町危険ブロック塀等除却費用補助金交付要綱の規定に基づく補助金等の交付の申請を行うに当たり、山辺町暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第3号に規定する暴力団員等、又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、山辺町補助金等の適正化に関する規則（平成3年規則第13号）第17条の規定により補助金等の交付の決定の取消しを受けた場合において、同規則第19条の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、町長が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警察へ照会がなされることに同意いたします。

年 月 日

住 所

氏 名

㊞

様式第1号（第6条関係）続き

【撤去工事】 計画概要書 平面配置図	
<p>注）建物、道路、ブロック塀等の位置を記入し除去部分を朱書きする。</p>	
立面図（正面）	立面図（側面）

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

山辺町長

山辺町危険ブロック塀等除却費用補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請ありました山辺町危険ブロック塀等除却費用補助金については、山辺町補助金の適正化に関する規則第6条の規定により、次のとおり補助金を交付することに決定したので、同規則第8条の規定により通知します。

記

1 補助金 円

2 交付条件

- (1) 補助金の額については、完了検査の結果により、変更される場合がある。
- (2) 規則、要綱に違反した場合は、補助金の金額又は一部を返還しなければならない。
- (3) このブロック塀等除却費用補助金に係る書類は、翌年度から起算して5年間保管しなければならない。
- (4) 補助事業を完了したときは、令和7年1月31日までに実績報告書を町長に提出しなければならない。
- (5) 補助事業者は、補助事業の内容を変更する場合及び補助事業を中止する場合は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

様式第3号（第10条関係）

年 月 日

山辺町長 殿

申請者 住 所
氏名又は名称
及び代表者氏名

山辺町危険ブロック塀等除却費用補助金実績報告書

年 月 日付け第 号をもって交付決定通知のあった山辺町危険
ブロック塀等除却費用補助金について、山辺町補助金等の適正化に関する規則第14条の
規定により、その実績を関係書類に添付して報告する。

※この報告書は、令和7年1月31日までに提出してください。

様式第3号（第10条関係）続き

ブロック塀撤去完了届

撤去場所	山辺町		
事業実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
補助金申請額	円	(実績)	
内 訳	直接工事費	円	円
	諸経費	円	円
	消費税	円	円
	合計	円	円
実績額	円		
完了年月日	年 月 日		
<p>上記のとおり完了したので、お届けします。</p> <p>年 月 日</p> <p>住所 氏名又は名称 及び代表者氏名</p> <p>山辺町長 殿</p>			

※ 以下の欄は記入しないでください。

(検査報告書)

検査年月日	年 月 日		
検査の結果			
実績額	円		
<p>上記のとおり報告します。</p> <p>年 月 日</p> <p>検査職員 職 氏名 印</p> <p>山辺町長 殿</p>			

※ 添付書類 領収書、写真（着工前、完成）

様式第4号（第11条関係）

第 号
年 月 日

殿

山辺町長

山辺町危険ブロック塀等除却費用補助金の額の確定について（通知）

年 月 日付けで提出ありました山辺町危険ブロック塀等除却費用補助金に係る実績報告書を審査した結果、補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認められるので、山辺町補助金等の適正化に関する規則第15条の規定に基づき、次のとおり補助金の額を確定します。

記

補 助 金 円

請 求 書

年 月 日

山辺町危険ブロック塀等除却費用補助金として下記金額を請求します。

申請者	住 所				
	氏名又は名称 及び代表者氏名	印			
請 求 内 容		山辺町危険ブロック塀等除却費用補助金			
請 求 金 額		円			
金融機関名		本支店名			
口座種別	普通 ・ 当座 その他 ()	口座番号			
ふりがな					
口座名義					
住所	山辺町				
電話番号					

※ゆうちょ銀行口座に入金を希望される場合は、他の金融機関から振込を受けるための支店名と口座番号を記入してください。(例：〇一二支店・口座番号1234567)

記号(5桁)と番号(8桁)で記載してある箇所は、ゆうちょ銀行の口座間で送金する場合の記号番号ですので、ここには記載しないでください。

※口座番号等がわかる通帳の写しを添付してください。

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

山辺町長 殿

申請者 住 所
氏 名
電 話

山辺町危険ブロック塀等除却費用補助金変更（中止）承認申請書

年 月 日付け第 号で交付の決定の通知があった山辺町危険ブロック塀等除却費用補助金について変更（中止）したいので、令和6年度山辺町危険ブロック塀等除却費用補助金要綱第9条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

工 事 場 所	山辺町		
区 分	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 中止		
変 更 の 内 容	変更前	変更後	
	<input type="checkbox"/> 工事内容		
	<input type="checkbox"/> 工事費総額	円	円
	<input type="checkbox"/> 補助申請額	円	円
理 由			
添 付 書 類 ※変更時のみ	<input type="checkbox"/> 工事図面 <input type="checkbox"/> 見積書の写し <input type="checkbox"/> 施工箇所の写真（着工前のもの） <input type="checkbox"/> その他（ ）		

様式第7号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

山辺町長

山辺町危険ブロック塀等除却費用補助金変更（中止）承認通知書

年 月 日付けで申請ありました変更（中止）申請については、令和6年度山辺町危険ブロック塀等除却費用補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり補助金を交付することに決定したので通知します。

記

1 補助金 円

2 交付条件

- (1) 補助金の額については、完了検査の結果により、変更される場合がある。
- (2) 規則、要綱に違反した場合は、補助金の金額又は一部を返還しなければならない。
- (3) このブロック塀等除却費用補助金に係る書類は、翌年度から起算して5年間保管しなければならない。
- (4) 補助事業を完了したときは、令和7年1月31日までに実績報告書を町長に提出しなければならない。
- (5) 補助事業者は、補助事業の内容を変更する場合及び補助事業を中止する場合は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

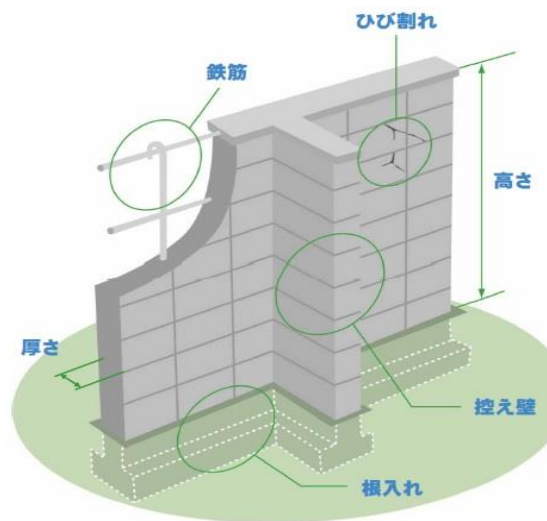
別表 1

ブロック塀等の点検チェックリスト（鉄筋コンクリートブロック造）

点検日： 年 月 日

点検者：

番号	点検内容	点検結果		
		適合	不適合	不明
①	高さは地盤面から 2.2m 以下であるか	2.2m 以下	2.2m 以上	-
②	高さが 2m 以下の場合、塀の厚さは 10 c m 以上あるか	ある	ない	-
	高さが 2m 超 2.2m 以下の場合、塀の厚さは 15 c m 以上あるか	ある	ない	-
③	長さ 3.4m 以下ごとに、塀の高さの 1/5 以上突出した控え壁があるか	ある	ない	-
④	基礎コンクリートがあるか (塀の高さが 1.2m 超の場合根入深さ 30 c m 以上)	ある	ない	わからない
⑤	塀に傾きやひび割れはないか	ない	ある	-
⑥	塀の中に鉄筋が入っているか (直径 9mm 以上、縦横 80 c m 間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか)	入っている	入っていない	わからない



別表 2

ブロック塀等の点検チェックリスト（組積造の塀等）

点検日： 年 月 日

点検者：

●組積造の塀の場合 (れんが造や鉄筋のないブロック塀など)				
チェック 番号	点検内容	点検結果		
		適合	不適合	不明
①	高さは地盤から 1.2m以下であるか	1.2m以下	1.2m以上	-
②	ブロック塀の厚さは十分あるか	ある	ない	-
③	長さ 4m以下ごとに、塀の厚さの 1.5 倍以上突出した控え壁	ある	ない	-
④	基礎コンクリートがあるか (根入深さ 20 c m以上)	ある	ない	わからない
⑤	塀に傾きやひび割れはないか	ない	ある	-

